

個人住民税の定額減税について

わが国経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。

個人住民税の定額減税の概要は次のとおりです。

対象となる方

前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

減税額

本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

※定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。

※同一生計配偶者および扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。

※控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

徴収方法(令和6年度分)

① 給与所得に係る特別徴収(給与所得者の方)

令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。

② 普通徴収(事業所得者等の方)

定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分(令和6年6月分)の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除されます。

③ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収(年金所得者の方)

定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。

その他

・減税額については、納税通知書の裏面または特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。

・定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。

・減税しきれない場合は、別途給付金(調整給付)が支給されます。給付金の詳細は内閣官房ホームページをご覧ください。

・所得税(国税)の定額減税の詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

問合せ

町民税務課 TEL 0778-47-8014



内閣官房ホームページ



国税庁ホームページ

健康保険証と一体化される前のご検討ください!

マイナンバーカード「出張申請受付」を行います

出張申請受付とは?

町職員が、ご自宅を訪問し、無料での顔写真撮影および申請手続きを行います。できあがったマイナンバーカードは、後日ご自宅へお届けしますので、役場へ出向く必要がありません。

対象となる方

・南越前町に住民登録をしている方 ・役場に来庁することが困難な方
・マイナンバーカードを初めて申請する方

申請に必要なもの

- ① 本人確認書類 (Aの書類1点 または Bの書類2点)
 - A 運転免許証、身体障害者手帳、パスポートなど
 - B 健康保険証、介護保険証、年金手帳など
- ② 個人番号通知カード ※紛失された場合は職員にお伝えください。

※申請から受取まで1か月程度かかります。

ご希望の方はお気軽にご相談ください。

問合せ

町民税務課 ☎ 0778-47-8015

